

産業機械製造業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書

出入国在留管理庁長官 殿

特定技能所属機関

氏名又は名称

住 所

特定技能外国人

氏 名

性 別

国籍・地域

生 年 月 日

記

産業機械製造業分野における上記の特定技能外国人を受け入れるに当たり、以下の事項について誓約します。

【誓約事項】

- 1 1号特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の在留資格（同表の特定技能の項の下欄第1号に係るものに限る。）をもって在留する外国人をいう。以下同じ。）に従事させる業務が、鋳造、鍛造、ダイカスト、機械加工、金属プレス加工、鉄工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、プラスチック成形、塗装、溶接、工業包装のいずれかの業務であること。
- 2 1号特定技能外国人が、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条の5第1項に規定する特定技能雇用契約に基づいて同法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動を行う事業所が、平成25年総務省告示第405号（統計法第28条の規定に基づき、産業に関する分類を定める件）に定める日本標準産業分類に掲げる産業のうち次のいずれかに掲げるものを行っていること。
 - 1 細分類2422-機械刃物製造業
 - 2 小分類248-ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業
 - 3 中分類25-はん用機械器具製造業（細分類2534-工業窯炉製造業、細分類2591-消火器具・消火装置製造業及び細分類2592-弁・同附属品製造業を除く。）
 - 4 中分類26-生産用機械器具製造業（細分類2651-鋳造装置製造業、細分類2691-金属用金型・同部分品・附属品製造業及び細分類2692-非金属用金型・同部分品・附属品製造業を除く。）
 - 5 小分類270-管理、補助的経済活動を行う事業所（27 業務用機械器具製造業）
 - 6 小分類271-事務用機械器具製造業
 - 7 小分類272-サービス用・娯楽用機械器具製造業
 - 8 小分類273-計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業
 - 9 小分類275-光学機械器具・レンズ製造業
- 3 経済産業省が設置する製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会（以下「協議・連絡会」という。）の構成員であること。
- 4 経済産業省又は協議・連絡会が行う一般的な指導、報告の徴収、資料の要求、意見の報告、現地調査その他業務に対し、必要な協力を行うこと。
- 5 特定技能雇用契約において、特定技能外国人を、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第1号に規定する労働者派遣の対象とするものではないことを定めること。

（注）誓約事項を遵守することができなくなった場合は、その旨出入国在留管理庁長官及び当該分野を所管する関係行政機関の長に対し、報告を行うこと。

作成年月日 年 月 日

作成責任者